

「常陸大宮市自転車の安全な利用の促進に関する条例（案）」に対する意見募集の結果をお知らせします

1. 意見募集の実施状況

- (1) 意見の募集期間 : 令和8年2月10日（火）～令和8年3月12日（木）
- (2) 意見の提出者数 : 3件（1名）
- (3) 意見の提出方法 : 郵送 0名、持参 1名、メール 0名

2. 意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	意見の タイトル	意見の内容	意見に対する市の考え方
1		市内で一番自転車利用者が多いのは、中学・高校の通学者ではないかと思われます。登校と下校の時間帯は学校周辺の道路を「自転車優先道路」と表示し、通行する車両は速度を二十キロ未満とすることとする。また、その区間はなるべく車両の通行を少なくするため、別の道へ迂回する案内を表示することとする。	規制標識や指示標識の設置等については、茨城県の公安委員会が設置を行っているため本条例の対象外ですが、自転車利用者等の安全の確保については、警察等の関係機関に要望してまいります。
2		市内学校へ通学に使用する自転車は防犯登録（すでに法律で義務とされている）はもちろん、TSマーク（資格を持った者が整備し、なお事故時の保険がセットになっている）を通学使用するときの条件とし、毎年TSマークは更新することとする。TSマークは販売店で更新できる。	通学や通勤に使用する自転車について整備点検及び損害賠償責任保険等への加入を条件にすることは、個人が判断するものですが、市民の意識向上のため、お知らせ版やホームページで周知を図ってまいります。
3		自転車利用時にヘルメットが義務とされているが、使用している方はわずかとみられる。中・高校生及び七十才以上の自転車用ヘルメット購入者に対して半分くらいの補助金を市の方で出すこととする。申請は領収書と申請書のみで簡単なものとする。	ヘルメットの装着は努力義務としておりますが、ヘルメットは事故被害の軽減に大きな役割を持つものであることから、その装着率の向上につなげるため、購入費用への補助金の交付について検討してまいります。